

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から7年が経過し、平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり4年目を迎え、被災した子どもたちが、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

この事業を通して、幼稚園児の就学支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む。）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要であり、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要である。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されることから、平成31年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

以上の趣旨から、下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も全額国費による「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成30年6月26日

復興大臣 吉野正芳様

文部科学大臣 林 芳正様

総務大臣 野田 聖子様

財務大臣 麻生 太郎様

福島県二本松市議会議長 野地 久夫